

報告第17号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和元年9月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 平成30年第1回杉並区議会定例会において議案第19号により議決を得た「杉並区立成田西子供園移転改築及び併設仮称就学前教育支援センター建設建築工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金950,400,000円  
変更後の契約金額 金965,984,400円  
契約金額の増額 金15,584,400円
- 3 変更理由 本工事は、発生土の含水量に応じた搬出先の変更、及び近隣住民に配慮した一部外構の仕様変更を行ったほか、現場精査の結果により施工数量等に増減が生じたため。
- 4 専決処分年月日 令和元年8月23日